

#### 4. 20 廃ガラスびん及びガラスくずを利用した土木資材

##### ① 評価対象資材

廃ガラスびん・ガラスくずを再生資源とした再生ガラス砂を評価対象とする。

##### ② 品質・性能

利用目的により、用途に応じた品質基準に適合していること。

###### a. サンドマット、サンドドレーン用砂

サンドマット、サンドドレーン用砂の品質については、「サンドマット、サンドドレーン用砂の品質管理基準について(通知)」(昭和61年9月27日検第503号)の品質の規格値に適合していること。

###### b. インターロッキングブロック舗装用敷砂

インターロッキング舗装設計施工要領((一社)インターロッキングブロック舗装技術協会発行)の敷砂の規格に適合していること。

##### ③ 再生資源の含有率

廃ガラスびん・ガラスくずを100%使用していること。

##### ④ 環境に対する安全性

a. 原料として特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。

b. 製品または原料(再生資源)において、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項による「土壌溶出量」及び第2項による「土壌含有量」の基準に適合すること。

##### ⑤ 品質管理

a. 安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

b. 製品にガラス特有の鋭利な角が無いこと。

##### ⑥ 環境負荷

a. 自然砂を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。

b. 自然砂を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時、施工時において、有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。

令和 元年 1 1 月 7 日 一部改正